

# 第2次

# 笠岡市子ども読書活動推進計画

## ～かさおかわくわく読書プラン～



令和4(2022)年4月

笠 岡 市  
笠岡市教育委員会

表紙 笠岡市立図書館キャラクター きやにゃ（右）&もりし（左）  
平成30年6月に初登場しました。笠岡市出身の木山捷平と  
森田思軒の名前にあやかり、命名しました。  
作画は笠岡市出身の漫画家・青戸成先生です。（©青戸成）

## 目 次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の経緯・背景	
2	計画の目的	
3	計画の対象	
4	計画の期間	
第2章	第1次計画の取組と成果、課題	3
1	地域における取組と成果、課題	
2	学校等における取組と成果、課題	
3	家庭における取組と成果、課題	
4	市立図書館における取組と成果、課題	
第3章	第2次計画における重点目標および指標	8
1	読書への関心を高める取組	
2	地域・学校・家庭・行政等の連携強化	
3	指標	
第4章	子ども読書活動を推進するための方策	9
1	地域における子ども読書活動の推進	
2	学校等における子ども読書活動の推進	
3	家庭における子ども読書活動の推進	
4	行政・市立図書館における子ども読書活動の推進	
5	普及啓発活動の推進	
第5章	子ども読書活動の推進体制の整備	16
1	市長部局と教育委員会の連携	
2	地域・学校・家庭・各団体等の連携・協働による推進体制の構築	
第6章	資料編	17
・	子どもの読書活動の推進に関する法律	
・	平成30年度子ども読書アンケートの集計結果	
・	笠岡市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の経緯・背景

- (1) この計画は、「子ども読書活動の推進に関する法律」の規定に基づき、国の「第4次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び岡山県の「第4次岡山県子ども読書活動推進計画～おかやまどんどん読書プラン～」を踏まえ、「第1次笠岡市子ども読書活動推進計画～かさおかわくわく読書プラン～」の成果・課題を検証したうえで、新たに「第2次笠岡市子ども読書活動推進計画」(以下「第2次計画」とする。)を策定するもので、地域・学校・家庭・行政等が一体となって子どもの読書活動を推進するための環境整備や取組にあたっての方針・目標等を定めるものです。
- (2) 笠岡市教育大綱に定められた基本理念「学ぶ楽しさ 輝く個性 生き抜く力」を兼ね備えた子ども達の育成を踏まえ、笠岡市の子ども達が読書活動に「わくわく」する魅力を感じながら主体的に取り組むことができる環境整備を継続的に推進するものです。

### 2 計画の目的

笠岡市の子どもたち（15歳まで）が「わくわく」した気持ちを持って自ら楽しむ読書活動を通じて、読解力、表現力、想像力、思考力を身につけ、自分なりの考えを持ち、多様性を理解していきます。

また、読書活動を通じて、必要な情報を見極め選択し活用する力、問題解決能力など、変化の激しい時代を生き抜く力を身につけます。

さらに、情報を得る手段が多様な現代社会において、周辺環境が変化しても生涯にわたって読書活動を楽しみ、自身の生活に役立たせるとともに、読書が好きな子どもを増やすことを目的とします。

### 3 計画の対象

この計画の「子ども」とは、乳幼児から中学生までとします。

発達段階ごとの特徴に応じた取組と、学校種間での切れ目のない取組を行うことで、小学校までに読書習慣を形成し、生涯にわたって読書に親しむ習慣へつなぎます。

#### 〈発達段階ごとの特徴〉

- (1) 保育所・幼稚園等の時期（おおむね6歳頃まで）

乳幼児期は、周りの大人から言葉をかけてもらったり、自分で発したり

しながら、次第に言葉を獲得していきます。絵本の読み聞かせ等、読んでもらう体験を通じて、絵本や物語の世界を楽しめるようになります。

(2) 小学生の時期（おおむね6歳～12歳まで）

小学生になると、読んでもらうだけでなく、自分が読みたい本を選び、読むようになります。この時期は、飛躍的に語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージできるようになり、読書の幅が広がっていきます。

(3) 中学生の時期（おおむね12歳～15歳まで）

中学生になると、楽しむための読書だけでなく、興味があることや将来のことを考えるための読書も増えてきます。また、身近な人との読書の共有により、読書の幅が更に広がります。

#### 4 計画の期間

令和4（2022）年度から令和6（2024）年度までの3年間とします。

## 第2章 第1次計画の取組と成果、課題

### 1 第1次計画の取組

平成21（2009）年4月に策定した第1次笠岡市子ども読書活動推進計画～かさおかわくわく読書プラン～においては、地域・学校・家庭・行政等が一体となり、子どもの読書活動の積極的な推進を目指すことに重点を置き、各施設等がさまざまな取組を実施してきました。

#### （1）地域における取組と成果、課題

##### 取組・成果

地域の拠点である地区公民館においては、小学校・中学校との連携が深く、子どもたちが、さまざまな体験をすることができています。また、市立図書館が実施している巡回文庫業務の受け皿になっている地区公民館が多くあり、市立図書館が遠くて利用できない地域の子どもたちの読書活動を支えています。

読書ボランティアの活動については、市立図書館・学校・公民館等を拠点にした団体や個人があり、施設や地域の実情に合わせた活動を行っており、市立図書館でのおはなし会等の開催、学校の朝の読書での読み聞かせ等、活動の幅は広くなっています。

市内の小中学校区では、小学校・中学校と公民館の連携により、公民館活動に合わせてボランティア活動を実施しているという事例があります。学校と公民館と読書ボランティア団体等がつながりを持ち、子どもたちが読書を楽しむことができる環境をつくっていくための取組として期待されます。

##### 今後の課題

地区公民館においては、読書をするスペースが少ない、所蔵している本の冊数が少ない、本が古いといった理由により、読書環境が整っているとはいえない状況にあります。施設の改修や改善は難しいため、地域のニーズを把握するとともに、移動図書館車「かぶとがに号」の運行状況の見直しや、配本の検討等、地域に合った本の提供方法を考える必要があります。

市内には、読書に関わるボランティア団体がありますが、単独で活動している団体が多く、団体同士の連携はほとんどない状況にあります。幅広い活動ができるように、団体の連携をどのようにして構築していくかを考えていかなければなりません。また、読み聞かせ等の活動をしたい団体と、読み聞かせ等をしてほしい施設があることから、双方をつなぐための方法を検

討し、読書支援ができる仕組みを考えていく必要があります。

## (2) 学校等における取組と成果、課題

### 取組・成果

保育所（園）・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校等において、さまざまな取組が行われました。保育士等や学校司書等が行う取組の実施により、未就学児から中学生まで、読書の楽しさを切れ目なく伝えることができるようになりました。

#### ○保育所・幼稚園等

保育士等は、子どもが小さい時から絵本に親しむことの大切さを認識しており、それぞれの施設で、子どもの年齢や発達段階に合わせた読み聞かせ等を随時行っています。また、施設が所蔵している絵本の貸出しを行っており、施設内だけでなく、家庭でも絵本を楽しむことができています。

#### ○小学校・中学校等

図書館担当教諭や学校司書による子どもたちへの読書支援等により、読書環境は大きく改善されています。市内の全小学校では「図書の時間」があり、子どもたちは、読み聞かせやブックトーク、アニメーション※1等、さまざまな形で本を楽しむことができます。また、学校司書による、授業で活用する本の提供や、図書館だよりの作成・配付により、子どもたちだけでなく、家庭に対しても、読書の大切さを伝えています。

一部の小中学校では、図書館の蔵書のデータベース化が完了し、貸出しや予約、蔵書管理等の処理がスムーズになりました。令和5（2023）年度には、市内の全ての小学校・中学校のデータベース化が完了する予定です。

特別支援学校においては、校内に図書館がなく、司書の配置もない状況にあります。児童・生徒が本に触れる機会が少ないため、市立図書館の移動図書館車の巡回により、本の貸出しを行うようになりました。

### 今後の課題

保育所・幼稚園等では、保育士等が子どもたちに読み聞かせ等を行い、本の楽しさを伝えています。一方で、施設内に司書がないため、絵本についての知識や情報を得られず、知識の取得や保護者への啓発が難しい状況にあります。読み聞かせの方法や、選書の方法等、専門的な知識を得る機会をつくる必要があります。

---

※1 アニメーションとは、子どもたちに読書の楽しさを伝え、自主的に読む力を引き出すために行う参加型の取組で、クイズやゲームなど、様々な方法があります。

小学校・中学校等では、「図書の時間」や「朝の読書」等により、子どもが本に触れる機会が多くつくられていますが、学年が上がるにつれて、読書量は減少する傾向にあります。また、本を読む子どもと読まない子どもの差が大きくなっているため、本を読まない子どもに対し、どうすれば本に興味を持つてもらえるかを考えていく必要があります。

### (3) 家庭における取組と成果、課題

#### 取組・成果

家庭においては、平成20（2008）年度から始まったブックスタート※2事業の実施により、市内のほぼ全ての赤ちゃんに絵本を贈ることができております。赤ちゃんの時から絵本に親しむことの大切さが周知されています。保護者の多くは、読み聞かせが大切と思っており、読み聞かせを週1回以上行っている家庭が多くあります。市立図書館だけでなく、保育施設からも絵本を借りることができます。家庭の中に絵本があることが定着しつつあります。

小学生・中学生においては、子どもが、家庭にある本や、学校図書館で借りた本を読むことにより、読書習慣を身につけるだけでなく、学校図書館が発行している「図書館だより」等を通じて、保護者に対しても読書の大切さや、本の情報を知ってもらうことができます。

#### 今後の課題

ブックスタート事業の実施により、多くの家庭に絵本があるという状況になり、絵本の大切さが周知されてきていますが、その後のフォローアップのための事業の実施ができていません。そのため、未就園児の中には、ブックスタート以降、絵本に触れる機会が少ない子どもが一定数いると考えられます。赤ちゃんの時から中学生まで、切れ目なく本に触れる機会をつくるため、セカンドブック※3事業の実施に向けての検討が必要です。また、年齢が上がるにつれて、家庭での読書の時間が少なくなっているため、家庭での読書習慣をどのように身につけていくかを考えていかなければなりません。

---

※2 ブックスタートとは、司書が絵本の読み聞かせを行うとともに、絵本を贈り、親子のふれあいづくりの手伝いをする事業。笠岡市では、乳児健診時（3・4か月）を行っています。

※3 セカンドブックとは、ブックスタートのフォローアップ事業として行われる取組です。

#### (4) 市立図書館における取組と成果、課題

##### 取組・成果

市立図書館の児童コーナーは、本館2階に設置されていましたが、平成21年4月、旧勤労青少年ホームを改修し、1階に「こども図書館」を新設しました。子どものための専用のスペースが約2倍になり、赤ちゃんの駅（授乳室）や子育てを応援するコーナー等の設置により、子どもを連れた家族が利用しやすい図書館になりました。

##### 〈主な取組〉

###### ○来館者の増加につなげる取組

「こども図書館」の新設や、児童書の充実、子ども向け行事の定期的な開催、「読書貯金通帳」の配付、特集コーナーの設置等、子どもが本に興味を持つような取組を実施しました。取組を通じて、多くの人に図書館を周知できることにより、来館者が増え、児童書の貸出冊数が大幅に増加しました。

（児童書の貸出冊数 平成20年度：63,893冊、令和元年度：123,446冊）

###### ○巡回文庫業務

移動図書館車「かぶとがに号」による陸地部での貸出しや、市艇「しらさぎ」による島しょ部への配本事業を実施し、市内全域の子どもたちに、市立図書館の本を利用もらうことができました。

（児童書の貸出冊数 平成20年度：16,883冊、令和元年度：17,939冊）

###### ○保育所・幼稚園等との連携

保育所や幼稚園等に毎月1回、絵本や紙芝居を配本し、園児が絵本に触れる機会をつくり、施設の行事で活用してもらうための大型絵本や大型紙芝居等を積極的に購入し、貸出しを行いました。また、子どもたちに図書館を知ってもらうための取組として、図書館見学を随時行っており、多くの園児が図書館に訪れました。

###### ○学校・学校司書との連携

「笠岡市司書協議会」を定期的に開催し、学校や学校司書からの要望について協議し、業務の改善等を行いました。また、学校への団体貸出や、巡回文庫業務等を活用した配本、学校司書からのレファレンス※4への対応等により、学校図書館に対する支援を行いました。児童・生徒に対しては、図書館学習や職場体験の受入れ等により、図書館が行っている業務や、司書の仕事を知ってもらうことができました。

---

※4 レファレンスとは、利用者の求めに応じて、図書館職員等が調査・研究に必要な本の紹介や資料の検索・提供を行うことです。

## ○地域との連携

地区公民館の協力により、巡回文庫業務や配本業務を実施しています。移動図書館車「かぶとがに号」巡回時の業務の補助や、配本した本の管理や貸出しといった協力体制により、市立図書館から離れた地域に住んでいる子どもたちに、本を利用してもらうことができました。また、地域住民が希望する本を、公民館を通じて提供することができるようになりました。

## ○読書ボランティア団体との連携

市立図書館を拠点に活動している「ひよこの会」の協力により、定期的におはなし会等を開催しました。絵本の読み聞かせだけでなく、ストーリーテリング※5やエプロンシアター等の実演により、多くの子どもたちが、楽しみながら読書体験をすることができました。また、市内の読書ボランティア活動をしている団体や個人を対象にした研修会を開催しました。

## ○家庭に対する取組

平成20（2008）年度に開始したブックスタート事業の実施により、赤ちゃんの時から絵本に親しんでもらうことができるようになりました。赤ちゃん向けの取組としては、赤ちゃん向けの絵本コーナーを設置したり、「あかちゃんといっしょのおはなしかい」を定期的に開催しています。また、幼児や小学生に対しては、おはなし会の開催や、『ひよこ通信』によるおすすめ本の紹介、テーマ別のブックリストの作成・配布等により、本を読んでもらうことや、自分で読むことの楽しさを伝えました。

## 今後の課題

「こども図書館」開設後は、市立図書館の読書環境が改善し、多くの家族連れが来館するようになりました。一方で、市立図書館から離れた地域に住んでいる子どもたちは、図書館を直接利用することが難しい状況にあります。どこに住んでいても、市立図書館が提供するサービスを受けることができるような取組を考えていく必要があります。読書の習慣づけは家庭での取組が重要であるため、ブックスタート事業のフォローアップ事業として、セカンドブック事業の実施に向けての検討が必要です。また、私立の保育施設との連携がとれていないため、施設のニーズに合った図書館サービスの提供についても考えていかなければなりません。

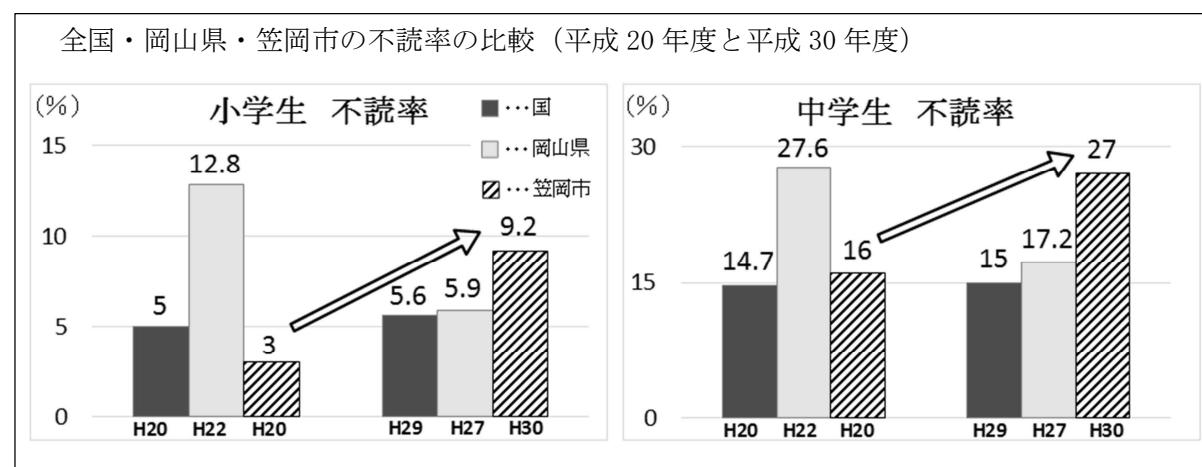
---

※5 ストーリーテリングとは、語り手が昔話や物語を絵本等を使わずに言葉だけで語る取組です。

### 第3章 第2次計画における重点目標および指標

#### 1 読書へ関心を高める取組

学校読書調査や岡山県青少年の意識等に関する調査報告書によると、不読率※6については、小学生はほぼ横ばい、中学生は減少傾向にあります。一方、本市の不読率は、小学生・中学生ともに全国・岡山県平均より高い数値となっています。子どもの興味に合った本と出会う機会を提供し、読書への関心を高めることにより、不読率の減少を図ります。



#### 2 地域・学校・家庭・行政等の連携強化

本計画に基づき、地域・学校・家庭・行政等が一体となって、いつでも、どこでも、子どもが自由に読書をすることができるための読書環境を整備します。

#### 3 指標

本市では、読書に関わるさまざまな取組を行ってきましたが、不読率が増加傾向にあります。また、国や岡山県と比較しても、高い数値となっているため、不読率の割合を低くすることを指標とします。

不読率と今後の目標値 (単位 : %)

	国		岡山県		笠岡市		
	H20	H29	H22	H27	H20	H30	R6(目標)
小学生	5.0	5.6	12.8	5.9	3.0	9.2	5.0
中学生	14.7	15.0	27.6	17.2	16.0	27.0	15.0

※6 不読率とは、1か月に一冊も本を読まなかった子どもの割合です。

## 第4章 子ども読書活動を推進するための方策

### 1 地域における子ども読書活動の推進

#### (1) 公民館における取組

地域の拠点である地区公民館の多くは、本の冊数が少ない、本が古い等、読書環境が充実していない状況にあります。市内の地区公民館や小学校を巡回する移動図書館車「かぶとがに号」については、地域の利用者は少ないものの、巡回の継続を希望している地区公民館があることから、市立図書館と連携をとり、地域の実情や読書ニーズを把握し、その実態に見合った子どもの読書活動を推進していきます。

○移動図書館車「かぶとがに号」の利用促進を図るため、地域への普及啓発に努めます。

○本が身近にある環境づくりのため、市立図書館の配本や団体貸出等を活用し、読書環境の整備に努めます。

#### (2) 読書ボランティア団体における取組

子ども読書活動の推進にとって、読書ボランティアの存在は重要なものになっています。市内で活動している読書ボランティア団体は複数ありますが、一括した把握がされておらず、ネットワークもない状況にあります。活動している団体や個人を把握し、子どもの読書活動を推進していく体制を整えることが必要です。

○読み聞かせ等の活動を通じて、保育施設や学校、市立図書館等の読書活動を支援します。

○市立図書館が所蔵する大型絵本等の活用や、団体貸出を受けることにより、子どもたちが楽しく読書ができる場をつくります。

○読書ボランティアを対象にした研修や講座に参加し、スキルアップに努めるとともに、他の団体との交流を深めます。

#### (3) 地域学校協働活動の推進

市内小中学校区で取り組まれている地域学校協働活動において、地域住民の参画によって児童・生徒への読み聞かせを支援します。また、地域学校協働活動のネットワークにボランティア団体が参画できる仕組みを構築し、保育所や幼稚園等における読み聞かせの支援も検討します。

## 2 学校等における子ども読書活動の推進

### (1) 保育所・幼稚園等における取組

保育所・幼稚園等では、保育士等が子どもの年齢や発達段階に応じた読み聞かせ等を行い、絵本の楽しさを伝えています。一方で、施設内に司書がないため、絵本に関する知識や情報を得ることが難しい状況にあるため、読み聞かせの方法や、選書の方法等、専門的な知識を得る機会をつくります。

#### ○市立図書館との連携

- ・市立図書館からの配本事業や団体貸出を活用して、園児や保育士等が新しい本に触れられる機会をつくります。
- ・保育士等を対象にした講座や研修会に参加し、読み聞かせの方法や、選書の方法等の知識を得る機会をつくります。
- ・市立図書館職員による「出張おはなし会」等を活用して、園児に読書の楽しさを伝えます。

#### ○家庭・保護者への支援

- ・園児が家庭でも本を楽しめるように、保育施設が所蔵する本の貸出しを行います。
- ・保護者に対し、読み聞かせの大切さや、絵本の楽しさなどを伝えます。

#### ○読書ボランティア団体や他の施設等との連携

- ・地区公民館や読書ボランティア団体等との連携を深め、施設での読み聞かせ等を行います。

### (2) 小学校・中学校等における取組

小学校・中学校では、図書館担当教諭や学校司書による「図書の時間」や「朝の読書」等の取組により、子どもたちは多くの読書体験ができます。また、学校図書館の蔵書のデータベース化により、本の貸出しや蔵書管理等の処理がスムーズになり、子どもと関わる時間が増えることが期待されます。

特別支援学校では、図書室が未設置であるため、市立図書館からの支援により、児童・生徒が本に触れる機会をつくります。

#### ○学校図書館の整備・充実

- ・蔵書のデータベース化を進め、貸出処理や蔵書管理をスムーズにします。
- ・蔵書構成を把握し、資料の充実を図ります。
- ・行政等の出版物を把握し、地域学習時に活用できる資料を収集します。

#### ○市立図書館や県立図書館との連携

- ・市立図書館からの配本事業や団体貸出、移動図書館車の巡回等を活用し、子どもが読みたい本を提供します。

- ・図書室が未設置の特別支援学校に対しては、移動図書館車「かぶとがに号」の運行や図書館見学の受入れ等により、子どもが自分で本を選ぶ楽しさを知ってもらいます。
- ・岡山県立図書館等が行う読書支援のための取組を活用することにより、子どもたちが幅広い分野の本と出会えるようにします。

○子どもと本をつなげる取組

- ・「図書の時間」や「朝の読書」等の時間の確保により、子どもが本に触れる機会をつくります。
- ・ブックトークやアニメーション等、子どもたちが読書への関心を高める取組を行います。

○学校司書の配置による取組

- ・本の配置や見出しの工夫等により、魅力のある学校図書館をつくります。
- ・読み聞かせ等を通じて、子どもたちに読書の楽しさを伝えます。

### 3 家庭における子ども読書活動推進の支援

#### (1) 家庭での取組

幼い時から読書体験を重ねていくことにより、読書習慣が身についていくため、家庭における読書活動はとても重要です。赤ちゃんの時から中学生まで、切れ目なく本に触れる機会をつくり、年齢が上がっても読書を楽しむ方法を考えていく必要があります。

○家庭での絵本の読み聞かせ等により、親子のふれあいの時間をつくります。

○親が読書することにより、子どもが読書を身近に感じるようにします。

○市立図書館や移動図書館車「かぶとがに号」を積極的に利用し、子どもと本が出会う場をつくるとともに、読書に関する情報を収集します。

#### (2) 保育施設や学校等からの支援

保育施設や学校では、施設が所蔵している多くの本に触れることができます。また、年齢や発達段階に応じた読み聞かせ等を行っているため、いろいろな読書体験をすることができます。施設等からの支援を受け、家庭での読書をよりよくする必要があります。

○保育施設や小中学校が所蔵する本を借りることにより、家族と一緒に読書を楽しむ時間をつくります。

○学校図書館が作成した「図書館だより」等により、本の情報を知り、読書の大切さを理解します。

### (3) 市立図書館からの支援

ブックスタート事業の実施により、多くの家庭に絵本があるという状況になり、絵本の大切さが周知されてきていますが、一方で、ブックスタート以降、絵本に触れる機会が少ない子どももいます。子どもが本に興味を持つための支援を行う必要があります。

○市立図書館や移動図書館車「かぶとがに号」の利用をすることにより、子どもと本が出会う場をつくります。

○ブックスタートや子ども向けのイベント等、市立図書館が行う事業や行事に参加することにより、本の楽しさや、読み聞かせの大切さ等を知る機会をつくります。

○読書の習慣づけのための啓発や、ブックリスト等の作成・配布により、大人も本に興味を持ち、子どもと一緒に読書をする時間をつくります。

## 4 行政・市立図書館における子ども読書活動の推進

### (1) 計画の管理

子どもの読書活動を推進するため、地域・学校・家庭・行政等が連携した取組が行えるような体制を整備します。また、計画に基づいた体制を維持するため、おおむね5年ごとに計画の見直しを行います。ただし、第2次計画においては、国及び岡山県の計画を踏まえ、本市の計画を策定するため、期間を3年間とします。

○国及び岡山県の計画を踏まえ、第2次計画期間における成果・課題等を検証し、第3次計画策定に向けて方策等を検討します。

○第2次計画の成果・課題等を検証するため、アンケートを実施します。アンケートの対象は、第2次計画との比較ができるようになります。4歳児保護者、小学5年生、中学2年生とします。

### (2) 読書環境の整備

市立図書館は、いつでも、誰でも、自由に本に触れることができる機会を提供しなければなりません。子どもたちが豊かな読書ができるように、読書環境の整備を進めていきます。

○図書館資料の充実を図るとともに、本や資料の展示方法や、書架の見出しの工夫等を行い、子どもが本に興味を持ち、手に取りやすい施設となるように努めます。

- 読書をするために特別な支援を必要とする子どもが利用しやすいように、施設や設備を整備します。また、サピエ図書館※7の積極的な活用や、Lブック※8やユニバーサル絵本等、誰でも読書を楽しむことができる資料の収集に努めます。
- 子どもや児童書についての専門的知識を得るため、研修等に参加し、司書としてのスキルアップに努め、サービスの向上につなげます。
- 社会情勢が大きく変化している中、いつでも誰でも利用できる電子書籍の導入について検討します。

### (3) 子どもを対象としたサービスの充実

- 市立図書館では、子どもと本を結びつけるための取組を行っています。赤ちゃんの時から中学生まで、切れ目なく本に触れるための機会を提供するため、サービス内容の充実を図ります。
- ブックスタート事業の継続およびブックスタート事業のフォローアップのための事業として、セカンドブック事業の実施に向けて検討します。
- 「笠岡子ども司書」養成講座や、おはなし会、企画行事等の開催により、市立図書館を身近に感じてもらうための取組を行います。
- 「読書貯金通帳」の配布を継続し、自分が読んだ本を記録してもらうことにより、読書の達成感を感じてもらいます。
- 本に興味を持ってもらうため、ブックリストやパスファインダー※9等を作成し、配布します。
- 読書量が減少する傾向にある小学校高学年から中学生を対象にしたコーナーを設置し、資料の充実を図ります。

※7 サピエ図書館とは、視覚障がい者や、目で文字を読むことが困難な方々に対して様々な情報を点字や音声データ等で提供するネットワークのことです。笠岡市では、音声データを活用して、視覚に障がいがある方に読書を楽しんでもらっています。

※8 L L（エルエル）ブックとは、誰もが読書を楽しめるように工夫してつくられた「やさしく読みやすい本」のことです。「L L」は、スウェーデン語の「Lättläst」（レットラスト：やさしくわかりやすい）の略です。

※9 パスファインダーとは、あるテーマについて調べる時に役立つ資料やツールを簡単に紹介したガイドです。

#### (4) 他団体との連携・協働

市内には、子どもの読書活動に関する取組を実施している施設や団体等が多数あります。移動図書館車「かぶとがに号」の運行や団体貸出、配本等により、子どもの読書活動を支援します。

##### ○保育所・幼稚園等との連携

- ・施設を対象にした配本事業や団体貸出を行い、園児が絵本や紙芝居に触れる機会をつくります。
- ・市立図書館との連携ができていない私立の保育施設のニーズを確認し、配本事業や団体貸出等、施設が必要とする支援を行います。
- ・読み聞かせの大切さや、絵本の楽しさを知ってもらうため、保育士等や保護者を対象にした講座等を開催します。
- ・図書館見学の受入れや、施設への出張おはなし会等の実施により、図書館への興味を深めてもらいます。

##### ○学校との連携

- ・学校図書館と市立図書館と連携を深めるための協議会を定期的に開催し、子どもたちの読書環境の向上に努めます。
- ・団体貸出やレファレンスの対応により、学校図書館の支援を行います。
- ・移動図書館車「かぶとがに号」の巡回や配本事業等により、「朝の読書」や「図書の時間」等の取組の支援を行います。
- ・図書館学習や職場体験の受入れにより、図書館が行っている業務や司書の仕事を理解してもらいます。
- ・特別支援学校のニーズを確認し、移動図書館車「かぶとがに号」の運行や団体貸出、図書館見学の受入れ等を行います。
- ・子どもたちが幅広い分野の本と出会うため、岡山県立図書館等が行う読書支援のための取組を把握し、情報提供します。

##### ○地域との連携

- ・移動図書館車「かぶとがに号」の運行状況を見直し、地域の実情に合った運行をすることにより、地域の子どもたちへの読書支援を行います。
- ・地区公民館等への団体貸出により、地域の子どもたちが希望する本を届けます。
- ・市立図書館の本を地区公民館でも利用できるようにするため、地区公民館のニーズを把握しながら、配本等の検討を行います。

#### ○読書ボランティア団体との連携

- ・読書ボランティア団体への団体貸出や、行事で活用するための大型絵本等の貸出しを行います。
- ・市立図書館司書への読書相談等により、団体の活動に必要な本の提供等の支援を行います。
- ・読書ボランティア団体を対象にした研修会や講座を開催します。
- ・市内の読書ボランティア団体を把握し、他団体が開催する研修会等の案内や活動に対する助成等の情報を提供します。

#### (5) 財政上の措置、人材育成の支援

本計画の施策を実施するため、資料費の充実や施設整備費の充実等、財政上の措置を講ずるように努めます。また、子どもと読書に関わる団体等の人材育成のために、情報提供や研修等を行います。

#### 5 普及啓発活動の推進

「子ども読書の日（4月23日）」は、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」に設けられたものであり、地方公共団体は「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を実施することが求められています。これらのことから、広報やホームページ等を活用して、子どもの読書に関する情報提供等を積極的に行います。また、関係機関等と連携して「子ども読書の日」や「子どもの読書週間（4月23日～5月12日）」の啓発活動を推進します。

## 第5章 子ども読書活動の推進体制の整備

### 1 市長部局と教育委員会の連携

市長部局と教育委員会の関係各課が連携をとり、情報収集や情報提供、読書活動をすすめるための取組を行い、子どもの読書活動の推進に努めます。

### 2 地域・学校・家庭・各団体等の連携・協働による推進体制の構築

地域・学校・家庭・各団体等の連携・協働により、子どもの読書活動の推進に努めます。また、教育委員会は、第3次笠岡市子ども読書活動推進計画策定に向けて、関係団体の取組状況等の情報を収集します。

## **第6章 資料編**

- ・子どもの読書活動の推進に関する法律
- ・平成30年度子ども読書アンケートの集計結果
- ・笠岡市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

平成十三年法律第百五十四号

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑

に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての关心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一條 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

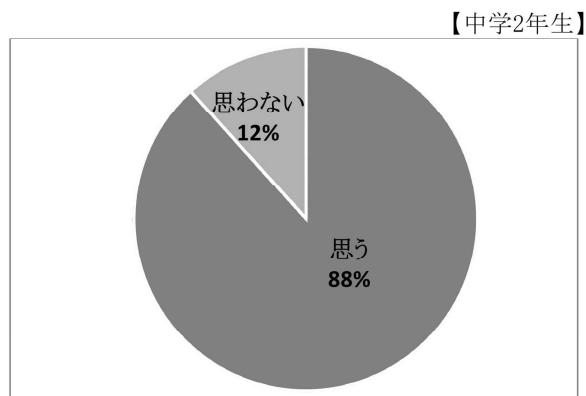
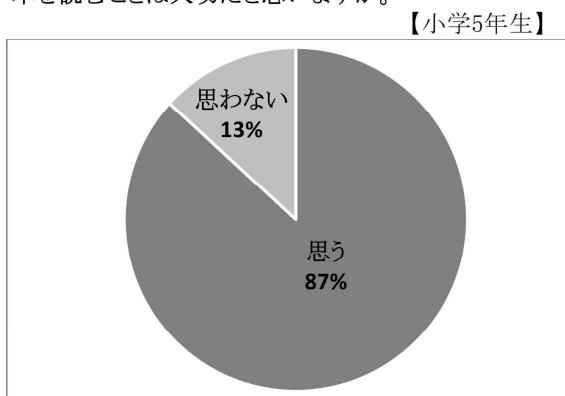
この法律は、公布の日から施行する。

## 平成30年度子ども読書アンケートの集計結果

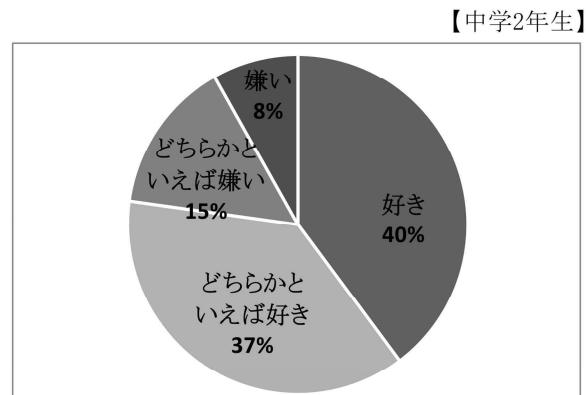
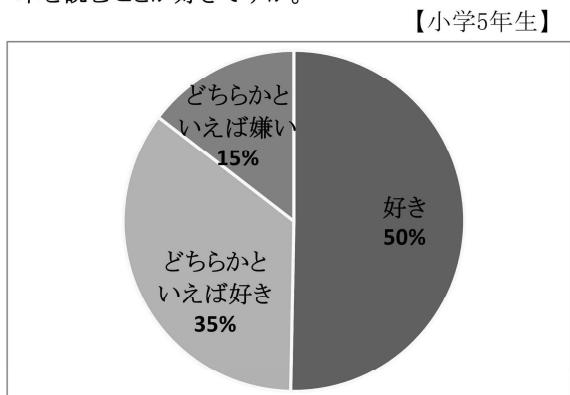
【小学5年生】378人回答

【中学2年生】321人回答

1 本を読むことは大切だと思いますか。



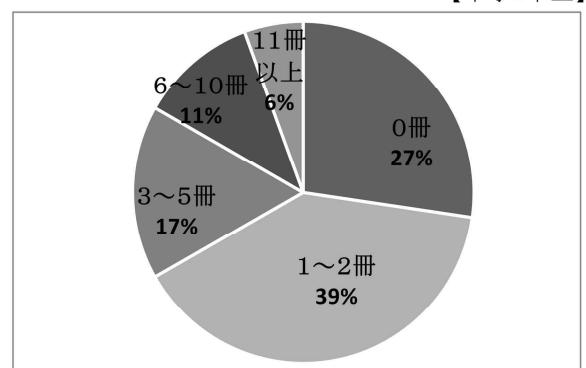
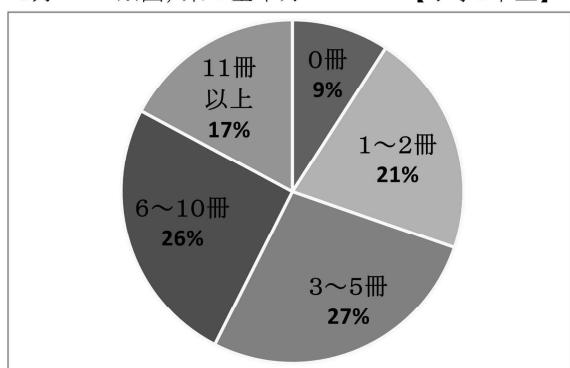
2 本を読むことが好きですか。



3(1) 今年の6, 7, 8月にどのくらいの本を読みましたか。

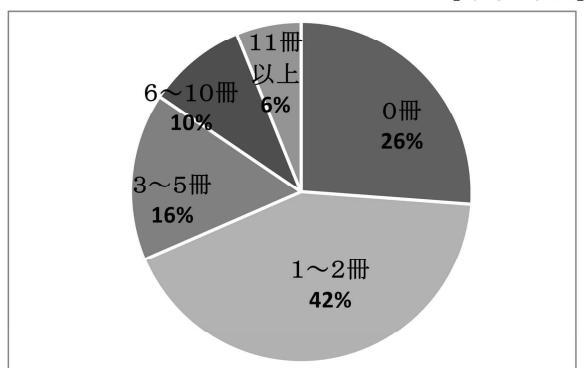
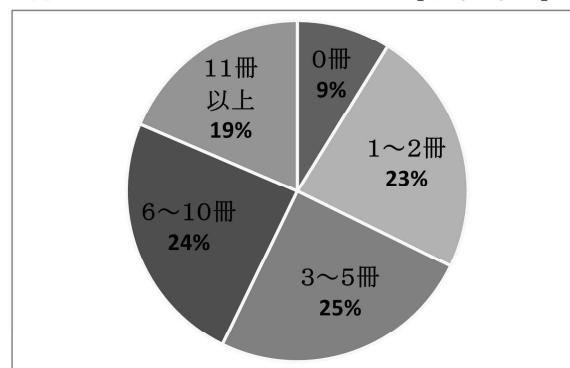
6月 ※国、県の基準月

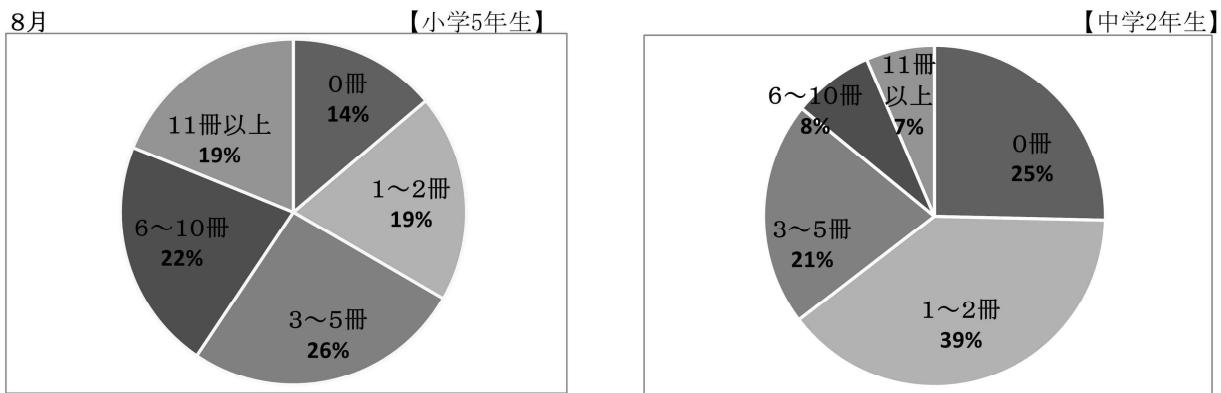
【小学5年生】



7月

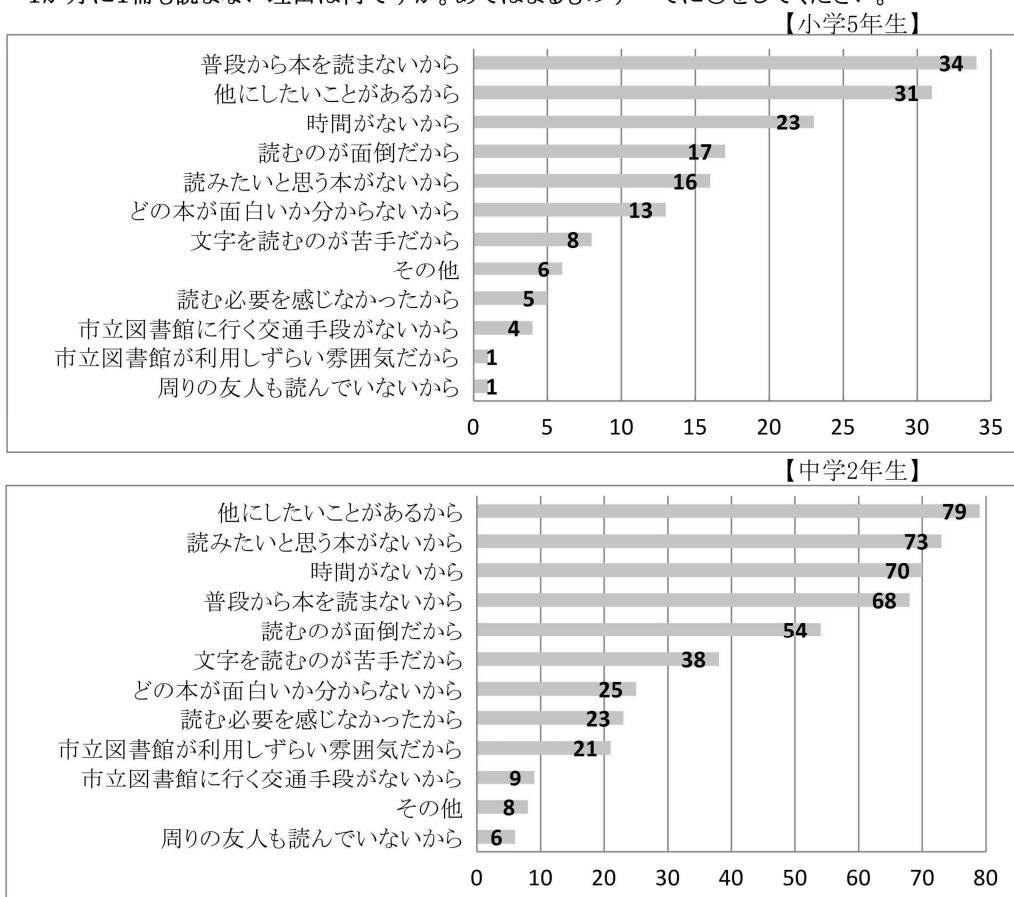
【小学5年生】





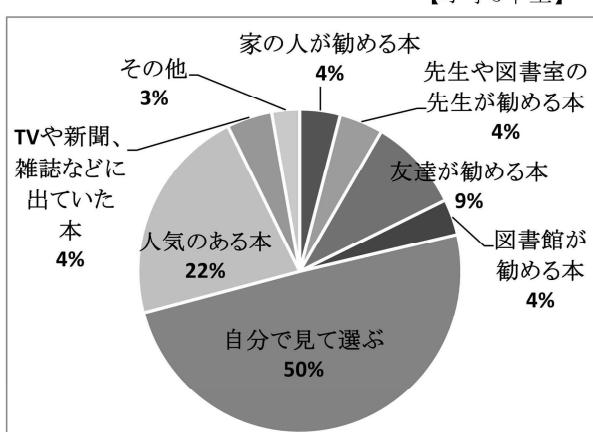
3(2) (1)で「0冊」の月があった人だけ答えてください。

1か月に1冊も読まない理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をしてください。

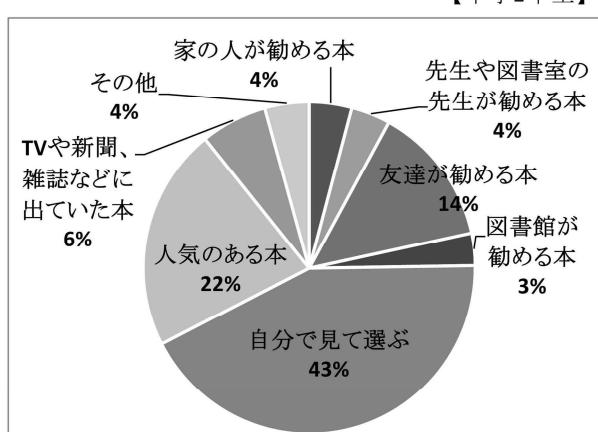


4 どのようにして読む本を選んでいますか。最もあてはまるものを2つ選んでください。

【小学5年生】

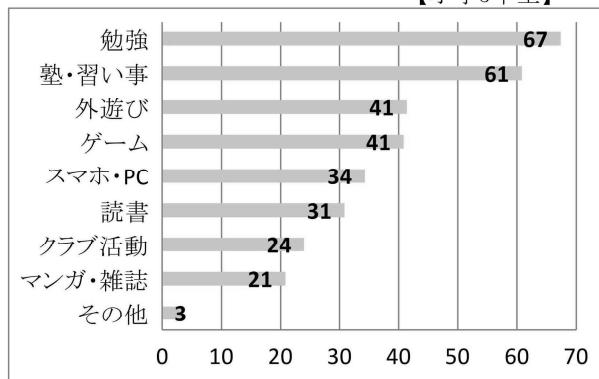


【中学2年生】

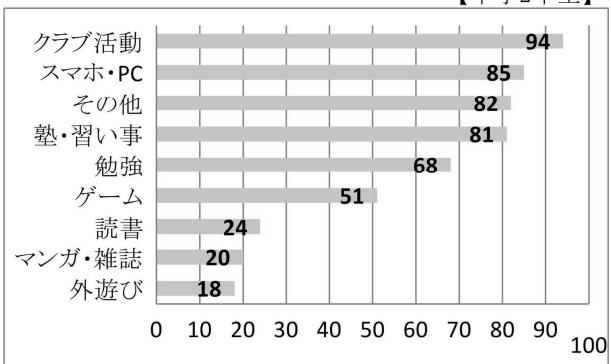


5 あなたは普段、放課後にどのくらい時間を使っていますか。

【小学5年生】



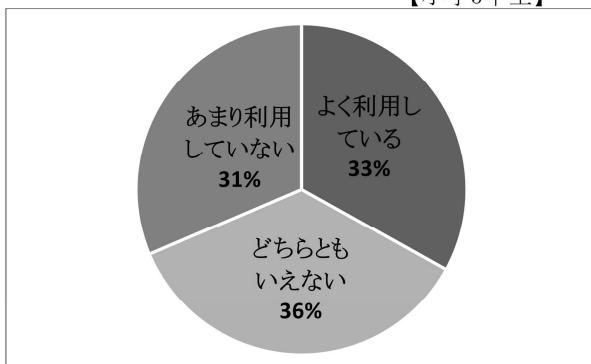
【中学2年生】



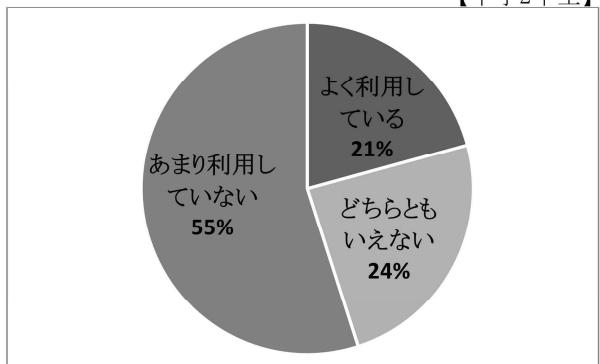
6 学校図書館について質問します。

(1)学校図書館を利用していますか。

【小学5年生】

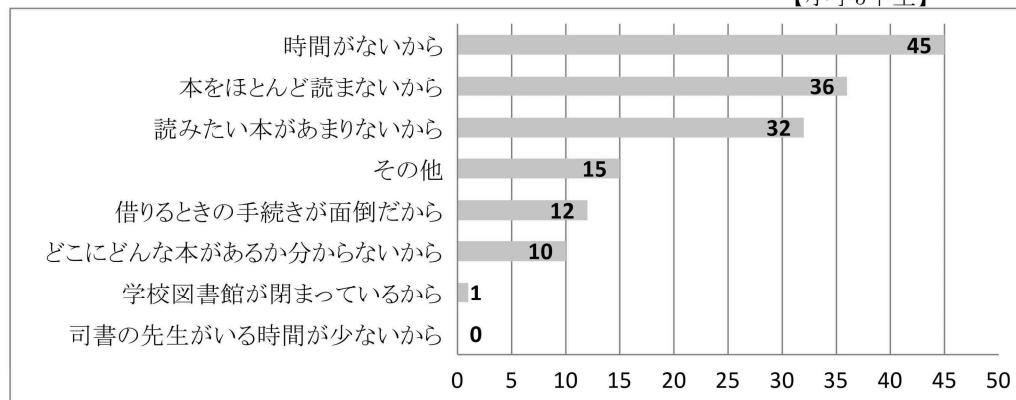


【中学2年生】

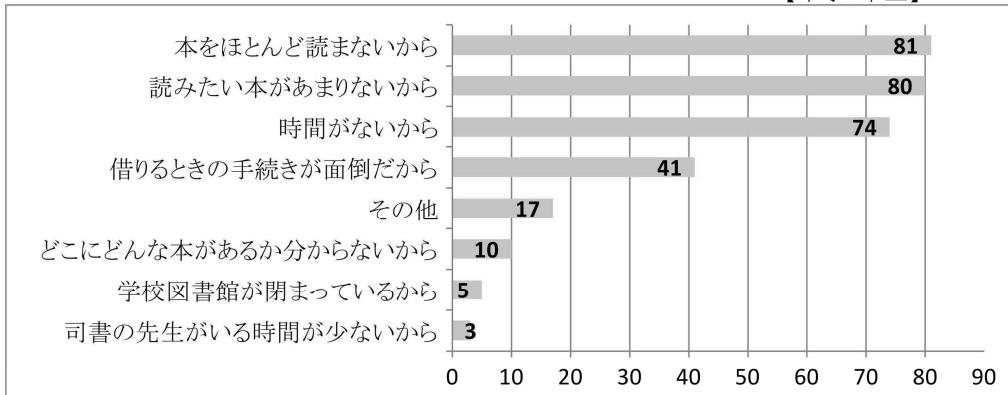


(2) (1)で③あまり利用していないと答えた人は、理由を教えてください。

【小学5年生】

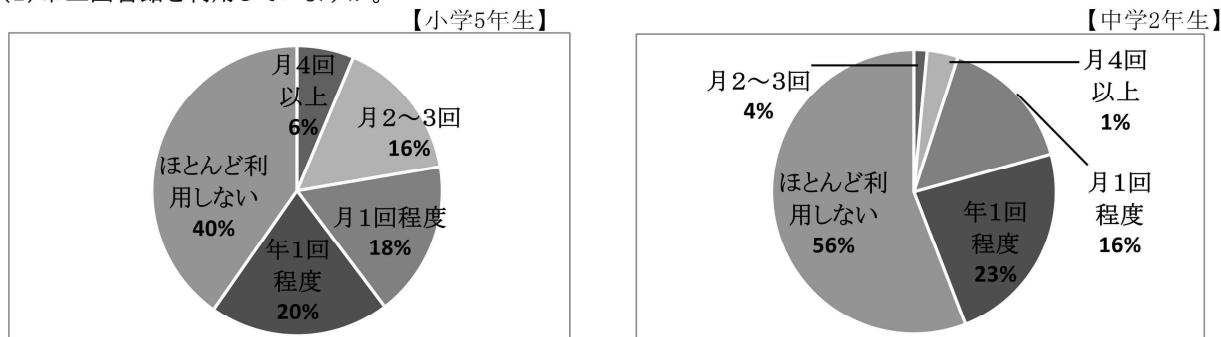


【中学2年生】

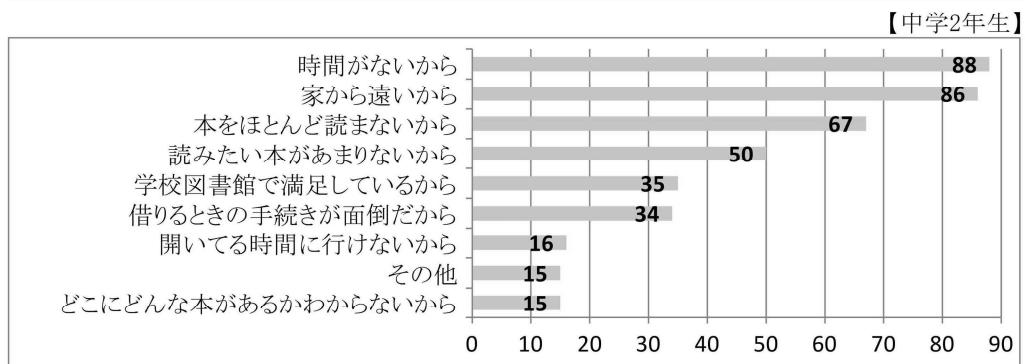
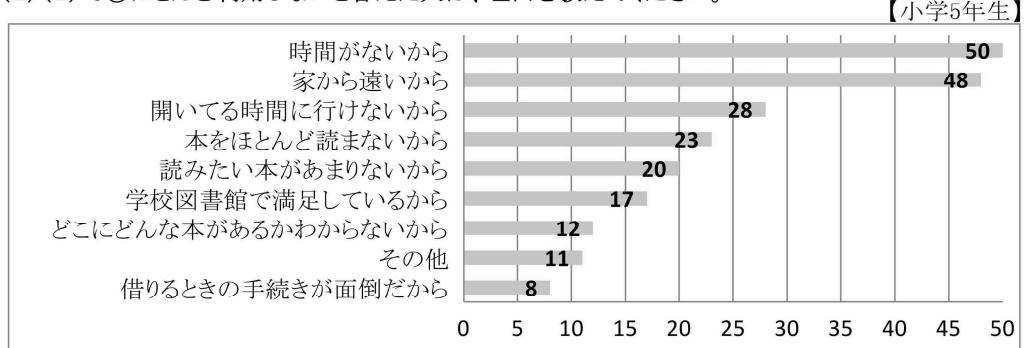


7 市立図書館について質問します。

(1)市立図書館を利用していますか。

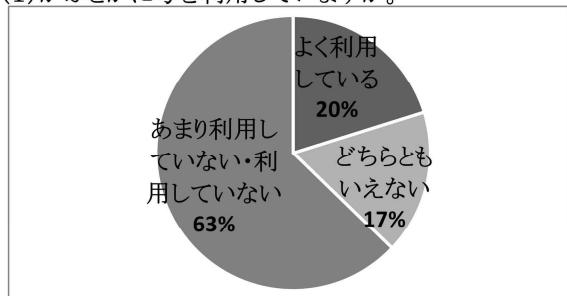


(2)(1)で⑤ほとんど利用しないと答えた人は、理由を教えてください。

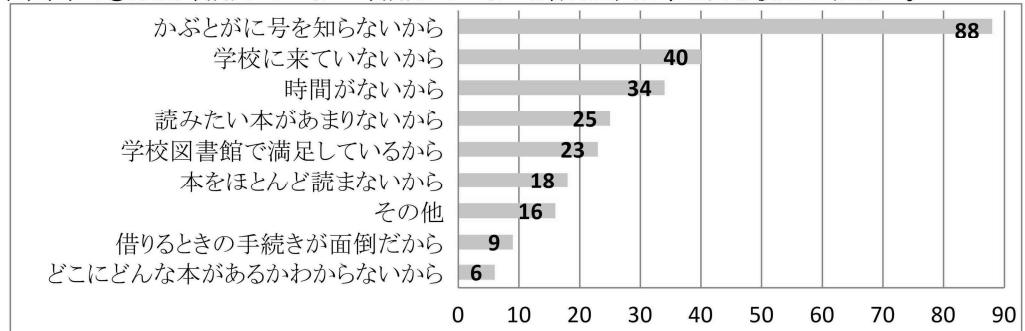


8 自動車文庫「かぶとがに号」について質問します。(クラス貸出しを含みます。)

(1)かぶとがに号を利用していますか。

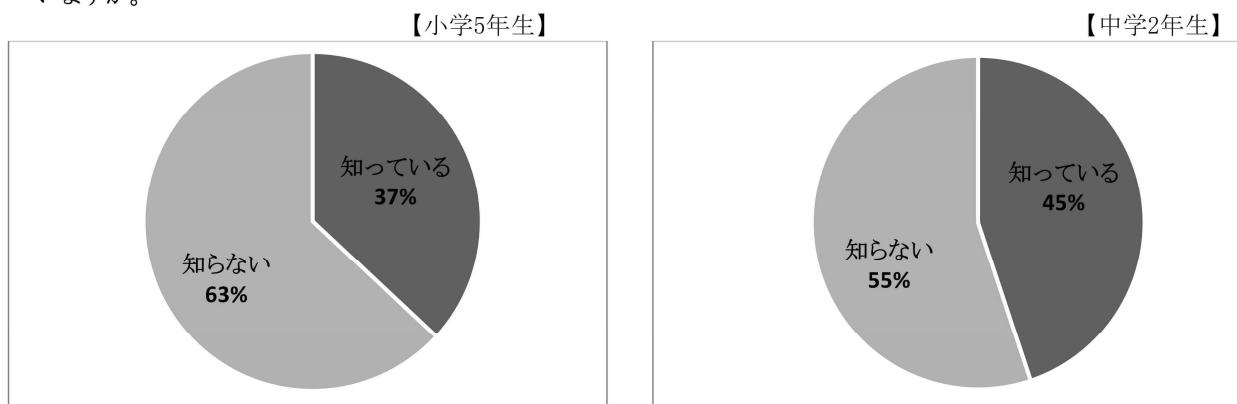


(2)(1)で③あまり利用していない・利用していないと答えた人は、理由を教えてください。

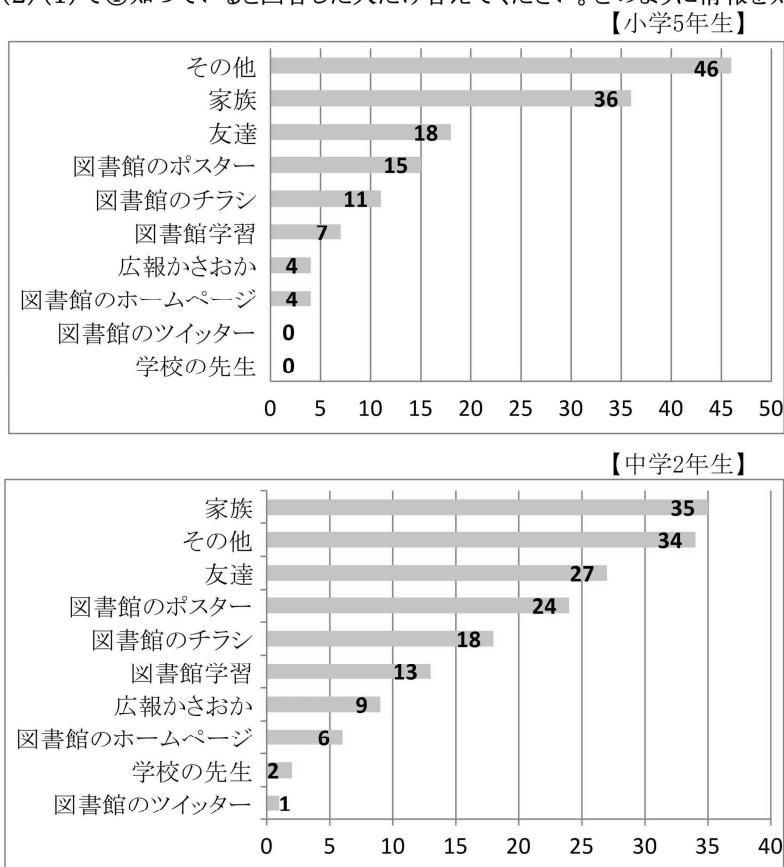


9 市立図書館に関する情報について質問します。

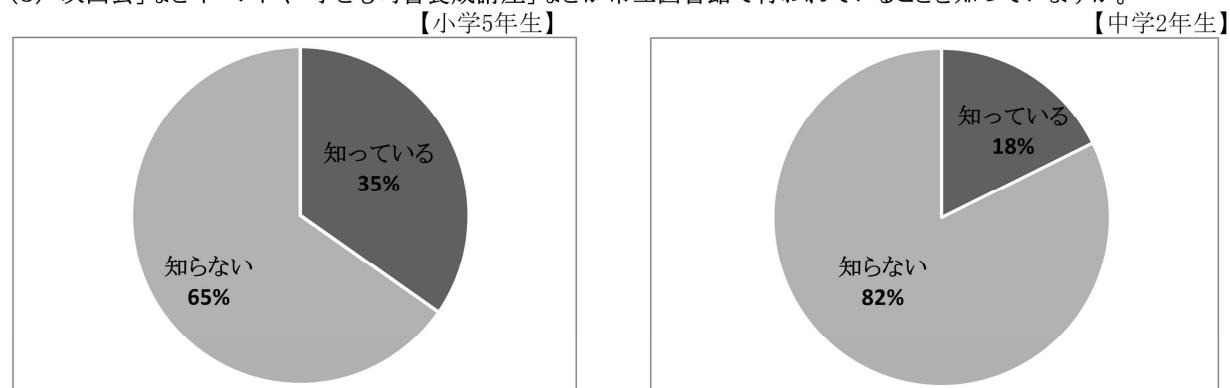
(1)市立図書館の開館日・開館時間が変わったこと、自習室・休憩室ができしたこと、自動販売機が置かれたことを知っていますか。



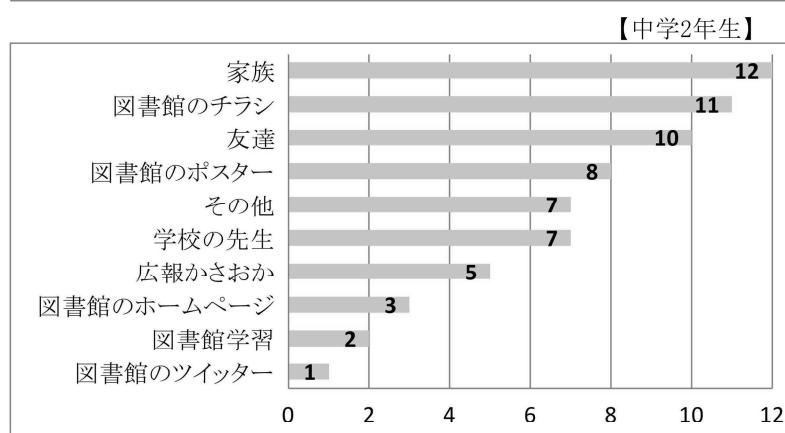
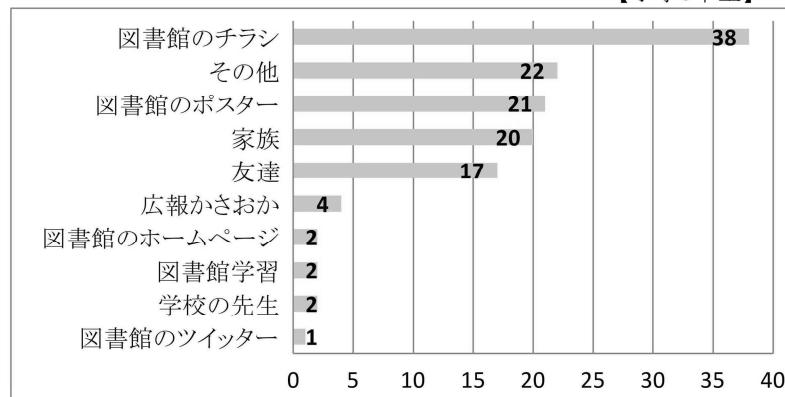
(2)(1)で①知っていると回答した人だけ答えてください。どのように情報を知りましたか。



(3)「映画会」などイベントや「子ども司書養成講座」などが市立図書館で行われていることを知っていますか。



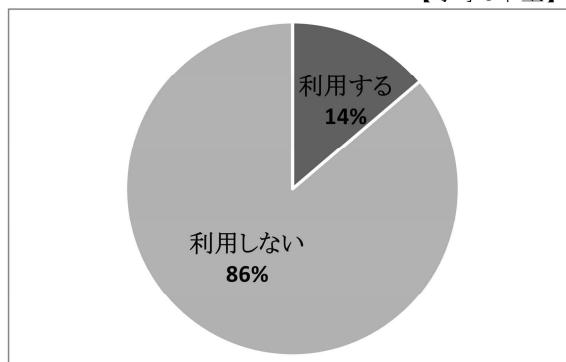
(4) (3)で知っていると回答した人だけ答えてください。どのように情報を知りましたか。  
【小学5年生】



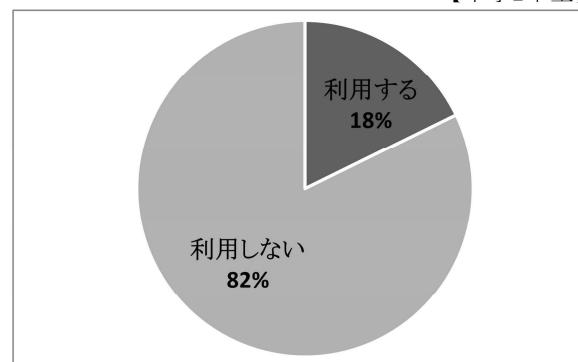
10 電子図書について質問します。

(1) スマートフォンやタブレット端末などで電子図書を利用しますか。

【小学5年生】

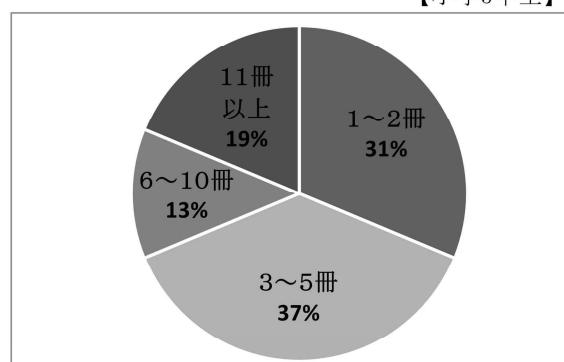


【中学2年生】

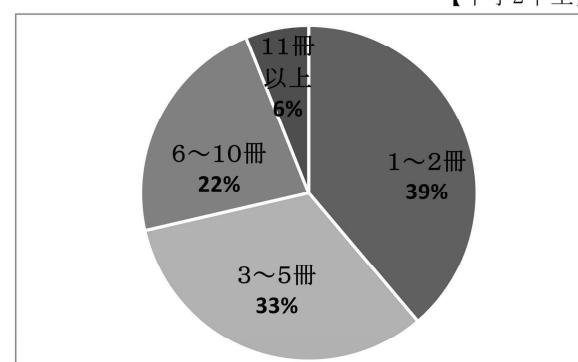


(2) 電子図書を利用する人は、1か月にどのくらい利用しますか。

【小学5年生】



【中学2年生】



## 笠岡市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 この告示は、笠岡市子ども読書活動推進計画を策定するために設置する笠岡市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、笠岡市子ども読書活動推進の計画を策定し、教育委員会に報告する。

### (委員)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 読書ボランティア団体の代表
- (3) 学校図書館司書・学校司書教諭
- (4) 行政関係者
- (5) 前4号のほか教育委員会が特に必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、笠岡市子ども読書活動推進計画策定にかかる事務が終了するまでとする。

### (役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は会務を総理し、組織を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が招集し、議長になる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 委員会の会議において必要と認めた時は、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成20年11月25日から施行する。

# **第2次笠岡市子ども読書活動推進計画**

**～かさおかわくわく読書プラン～**

**令和4(2022)年4月**

**編集 笠岡市子ども読書活動推進計画策定委員会**

**発行 笠岡市教育委員会生涯学習課**

**714 - 0081**

**岡山県笠岡市笠岡1866 - 1**

**電話 0865 - 69 - 2153**

**FAX 0865 - 69 - 2186**